

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令案」の概要

出入国在留管理庁

第1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和5年法律第56号。)の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号。)及び整備の必要な法務省関係省令について所要の規定の整備を行うもの。

第2 改正の概要

1 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正

(1) 永住許可の特則

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第22条第2項ただし書に規定する法務省令で定める要件は、次のア又はイのいずれかに該当することとする。

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者として上陸の許可を受けたものであって、その後引き続き本邦に在留するものであること。

(ア) アジア地域に一時滞在している者であって、国際連合難民高等弁務官事務所が我が国に対してその保護を推薦しているもの

(イ) 次のいずれかに該当する者

① 日本社会への適応能力があり、生活を営むに足る職に就くことが見込まれる者

② ①に該当する者の配偶者

③ ①若しくは②に該当する者の子、父若しくは母又は未婚の兄弟姉妹

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する者として上陸の許可を受けたものであって、その後引き続き本邦に在留するものであること。

(ア) アに該当する者の親族

(イ) ア(ア)に該当する者

(ウ) 親族間での相互扶助が可能である者

(2) 違反調査における証拠収集手続に関する規定の整備

ア 入国警備官は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、これに封印をし、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならないものとする。

イ 入管法第31条第1項又は第3項の規定による臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の請求は、法定の様式による許可状請求書により行うものとする。

ウ 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、入管法第34条第

1 項の規定による立会人に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えに係る許可状を示さなければならないものとする。

エ 入管法第 3 7 条の 5 第 3 項の規定による鑑定処分の許可状の請求は、法定の様式による許可状請求書により行うものとする。

オ その他必要な様式を定める等所要の規定の整備を行うものとする。

(3) 収容に代わる監理措置に関する規定の整備

ア 監理措置決定に関すること

(ア) 入管法第 4 4 条の 2 第 1 項又は第 6 項の規定による監理措置条件は、次の①から④までの事項によるものとする。

① 住居は、主任審査官が指定する。

② 行動の範囲は、主任審査官が特別の事情があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

③ 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

④ ①から③までのほか、主任審査官が付する逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び証拠の隠滅の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

(イ) 入管法第 5 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定による監理措置条件は、次の①から④までの事項によるものとする。

① 住居は、主任審査官が指定する。

② 行動の範囲は、主任審査官が特別の事情があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

③ 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

④ ①から③までのほか、主任審査官が付する逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び就労の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

(ウ) 入管法第 4 4 条の 2 第 2 項及び第 6 項並びに入管法第 5 2 条の 2 第 2 項及び第 5 項に規定する法務省令で定める保証金の額は、300 万円以下の範囲内で被監理者の逃亡等を防止するに足りる相当の金額とし、未成年者に対する保証金の額は、150 万円を超えないものとする。

(エ) 入管法第 4 4 条の 2 第 2 項及び第 5 2 条の 2 第 2 項に規定する法務省令で定める保証金の納付期限は、被監理者が監理措置に付された日の翌日から起算して 3 日以内で主任審査官が指定する日とする。

イ 監理措置決定の請求に関すること

(ア) 入管法第 4 4 条の 2 第 4 項又は第 5 2 条の 2 第 4 項の規定による監理措置に付することの請求は、法定の様式による監理措置決定申請書及び参考となるべき資料を提出することによって行うものとする。

(イ) 入管法第 4 4 条の 2 第 7 項及び第 5 2 条の 2 第 6 項に規定する監理措置決定通知書の様式を定めるものとする。

(ウ) 入管法第 4 4 条の 2 第 9 項（入管法第 5 2 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による監理措置決定をしない旨の通知は、法定の様式に

よる通知書により行うものとする。

ウ 監理人による届出に関すること

(ア) 入管法第44条の3第4項の規定による届出は、同項各号に掲げる事由が生じた日から7日以内に、書面その他主任審査官が適当と認める方法により行うものとする。

(イ) 入管法第52条の3第4項の規定による届出は、同項各号に掲げる事由が生じた日から7日以内に、書面その他主任審査官が適当と認める方法により行うものとする。

(ウ) 入管法第44条の3第4項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る事実並びにその事実が発生した年月日及び当該事実を知った経緯とする。

(エ) 入管法第44条の3第4項第3号及び第52条の3第4項第3号に規定する法務省令で定める場合は、次の①から④までに掲げる場合とする。

① 監理人の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）又は電話番号その他連絡手段となり得る情報を変更した場合

② 監理人と被監理者との間に親族関係がある場合において、当該親族関係が終了したとき

③ 監理人と被監理者との間に雇用関係がある場合において、当該雇用関係が終了したとき

④ ①から③までのほか、監理人又は被監理者に関する必要な事項として主任審査官がその届出を求めることとした場合

(オ) (ア)の書面の提出は、郵便又は信書便により提出するときは、主任審査官が指定する出入国在留管理官署にすることができるものとする。

エ 監理人による報告に関すること

(ア) 入管法第44条の3第5項又は第52条の3第5項の規定により報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他の必要な事項を明示して行うものとする。

(イ) 入管法第44条の3第5項及び第52条の3第5項に規定する法務省令で定める事項は、次の①から③までに掲げる事項とする。

① 被監理者に対する指導及び監督の状況

② 被監理者に対する情報の提供、助言その他の援助の状況

③ ①及び②のほか、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件又は入管法第44条の5第1項の規定により付された条件の遵守の確保のために主任審査官が必要と認める事項

(ウ) 監理人は、入管法第44条の3第5項又は第52条の3第5項の規定により報告を求められたときは、主任審査官が別に定める場合を除き、報告すべき事項を記載した書面を主任審査官に提出するものとする。

オ 監理人の辞任に関すること

(ア) 入管法第44条の3第7項（入管法第52条の3第6項において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める事項は、辞任する理由及び辞任す

る年月日とする。

(イ) 監理人は、監理人を辞任しようとする場合は、主任審査官に対し、辞任する日の30日前までに辞任する旨を届け出るよう努めなければならないものとする。

カ 監理措置決定の取消しに関すること

(ア) 監理措置決定を取り消したときは、監理措置決定を取り消された者が所持する監理措置決定通知書を返納させるとともに、監理人であった者に対し、監理措置決定を取り消した旨を通知するものとする。

(イ) 入管法第44条の4第3項及び第52条の4第3項に規定する監理措置決定取消書の様式を定める。

キ 報酬を受ける活動の許可に関すること

(ア) 入管法第44条の5第1項の規定による報酬を受ける活動の許可の申請は、法定の様式による申請書並びに当該活動に従事することが自らの生計を維持するために必要かつ相当であること及び当該活動により受ける報酬の額が自らの生計の維持に必要な範囲内であることを証する資料を地方出入国在留管理局に出頭して提出することによって行うものとする。

(イ) 入管法第44条の5第1項の規定による許可をしたときは、監理措置決定通知書に、同条第2項の規定により記載するものとされている事項のほか、許可年月日、活動の内容、主任審査官が指定する本邦の公私の機関の名称その他必要な事項を記載するものとする。

(ウ) 入管法第44条の5第3項の規定による通知は、(イ)により記載するものとされている事項を記載した監理措置決定通知書の謄本を交付することによって行うものとする。

(エ) 入管法第44条の5第1項の規定による許可を取り消したときは、法定の様式による取消通知書により通知するものとし、この場合においては、(イ)により監理措置決定通知書に記載した事項を抹消し、当該監理措置決定通知書に当該許可を取り消した旨を記載するものとする。

ク 被監理者による届出に関すること

(ア) 入管法第44条の6又は第52条の5の規定による届出は、被監理者が監理措置に付された日又は直近の届出の日から3月を超えない範囲内で主任審査官が定める日までに、書面その他主任審査官が適当と認める方法によって行うものとする。

(イ) 入管法第44条の6及び第52条の5に規定する法務省令で定める事項は、次の①から③までに掲げる事項とする。

① 被監理者の生活状況

② 監理人との連絡状況

③ ①及び②のほか、監理人又は被監理者に関する必要な事項として主任審査官がその届出を求めるものとした事項

ケ その他必要な様式を定める等所要の規定の整備を行うものとする。

(4) 在留特別許可に関する規定の整備

- ア 入管法第50条第1項の規定による許可（以下「在留特別許可」という。）をする場合には、法定の様式による決定書を交付するものとする。
- イ 在留特別許可の申請は、法定の様式による申請書及び同項各号のいずれかに該当することを証する資料を地方出入国在留管理局に出頭して提出することによって行うものとする。
- ウ イの申請に当たっては、次の（ア）から（カ）までに掲げる書類を提示するものとし、この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類を提出するものとする。
- （ア）中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
- （イ）特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書
- （ウ）中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
- （エ）入管法第3章第3節及び第4節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書
- （オ）入管法第44条の2第1項又は第6項の規定により監理措置に付された者にあつては、監理措置決定通知書
- （カ）仮放免の許可を受けた者にあつては、仮放免許可書
- エ イの場合において、外国人が16歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら申請することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わって申請を行うことができるものとする。
- オ 入管法第50条第10項の規定による在留特別許可をしない旨の通知は、法定の様式による通知書によって行うものとする。
- カ その他必要な様式を定める等所要の規定の整備を行うものとする。
- （5）上陸拒否期間を1年とする旨の決定に関する規定の整備
- ア 入管法第52条第5項の規定による決定の申請は、法定の様式による申請書及び参考となるべき資料を地方出入国在留管理局に出頭して提出することによって行うものとする。
- イ アの場合において、外国人が16歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら申請することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わって申請を行うことができるものとする。
- ウ 入管法第52条第5項に規定する法務省令で定める日は、同条第4項の規定による許可に係る出国予定日から7日を超えない範囲内で主任審査官が定める日とする。
- エ 入管法第52条第6項の決定をした旨の通知は、法定の様式による通知書によって行うものとする。
- （6）旅券の発給の申請等の命令に関する規定の整備
- ア 入管法第52条第12項に規定する法務省で定める行為は、次の（ア）から（ク）までに掲げるものとする。
- （ア）旅券の発給の申請に必要な書類（電磁的記録を含む。）を作成し、又は取得すること。

- (イ) 旅券の発給の申請に必要な書類及び個人識別情報を大使館等又は入国審査官若しくは入国警備官に提出し、又は提供すること。
 - (ウ) 大使館等の構成員等から出頭又は面接を求められたときは、これに応じること。
 - (エ) 有効な旅券を入国審査官又は入国警備官に提供すること。
 - (オ) 外国政府等又は航空会社等の求めに応じて、関税の納付に関する申告書その他送還に必要な書類を作成し、又は取得すること。
 - (カ) 外国政府等又は航空会社等の求めに応じて、関税の納付に関する申告書その他送還に必要な書類を、外国政府等若しくは航空会社等又は入国審査官若しくは入国警備官に提出し、又は提供することその他送還に必要な手続を行うこと。
 - (キ) 旅券その他送還に必要な書類を保管し、又は保存すること。
 - (ク) 入国審査官又は入国警備官の求めに応じて、(ア) から (キ) までに掲げる行為の状況を入国審査官又は入国警備官に報告すること。
- イ 入管法第52条第12項の規定による命令は、法定の様式による命令書によって行うものとする。
- ウ 主任審査官は、入管法第52条第13項の規定により同条第12項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、法定の様式による通知書によりその者に通知するものとする。
- (7) 退去のための計画に関する規定の整備
- 入管法第52条の8の規定に基づき定める退去のための計画には、次のアからウまでに掲げる事項を記載するものとする。
- ア 本邦外に送還することができない原因となっている事情
 - イ 退去強制令書の発付を受けた者の意向の聴取の結果
 - ウ 本邦外に送還することができない原因となっている事情が解消する予定時期
- (8) 仮放免に関する規定の整備
- ア 入管法第54条第1項の規定による仮放免の請求は、法定の様式による仮放免許可申請書及び仮放免の許可を必要とする事由を証する資料を提出することによって行うものとする。
 - イ 入管法第54条第2項に規定する仮放免の期間は、3月を超えない範囲内において入国者収容所長又は主任審査官が定めるものとする。
 - ウ 入管法第54条第3項に規定する仮放免許可書の様式を定めるものとする。
 - エ 入管法第54条第4項の規定による仮放免を不許可とした旨の通知は、法定の様式による通知書によって行うものとする。
 - オ 入管法第54条第5項の規定による仮放免の期間の延長の請求は、仮放免の期間が満了する日までに、法定の様式による仮放免期間延長許可申請書及び仮放免の期間の延長を必要とする事由を証する資料を提出して行うものとする。
 - カ 仮放免の期間の延長を不許可とした旨の通知は、法定の様式による通知書によって行うものとする。
 - キ その他必要な様式を定める等所要の規定の整備を行うものとする。

(9) 退去の命令に関する規定の整備

ア 入管法第55条の2第3項に規定する文書の様式を定めるものとする。

イ 入管法第55条の2第4項の規定により同条第1項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、法定の様式による通知書により通知するものとする。

(10) 被収容者の処遇に関する規定の整備

ア 活動の援助

入管法第55条の5第1項に規定する活動の援助は、入国者収容所等に備え付けた書籍、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他活動の時間帯等における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとする。

イ 入国者収容所等視察委員会

(ア) 入国者収容所長等は、できる限り、入国者収容所等視察委員会が述べた意見を入国者収容所等又は出国待機施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(イ) その他入国者収容所等視察委員会の組織及び運営、入国者収容所等視察委員会に対する情報の提供等の所要の規定を整備するものとする。

ウ 収容の開始

入管法第55条の18第2項の書面は、居室に備え付けるものとし、同条第1項の規定による告知を行った後、告知した内容に変更があった場合には、その都度、被収容者に対し、変更された内容を書面で告知するものとする。

エ 金品の取扱い等

(ア) 入管法第55条の21第2項の規定による物品の貸与及び嗜好品の支給は、被収容者の処遇上特に適当と認める場合に限り行うことができるものとし、同項の規定により被収容者に貸与し、又は支給する物品及び嗜好品の品名並びにその貸与又は支給の基準は、出入国在留管理庁長官が定めるものとする。

(イ) 入管法第55条の22第3号に掲げる物品は、出入国在留管理庁長官が定める品物について自弁のものの使用を許すものとし、同条第4号に掲げる物品は、酒類及びたばこ以外の物品について自弁のものの特取を許すものとし、同条第5号に掲げる物品は、次の①から④までに掲げる物品について自弁のもの使用又は特取を許すものとする。

① タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、運動靴その他の日用品

② 文房具、遊具その他の知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品

③ マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、被収容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの

④ ①から③までに掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等における日常生活に用いる物品として必要と認めるもの

(ウ) 入管法第55条の29第1項に規定する保管私物は、入国者収容所長等が指定する居室内又は居室外の貴重品庫、棚、容器その他の保管設備に保管させるものとし、保管私物を居室外の保管設備に保管させるときは、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合を除き、1日に1回以上、その設備に保管私物を出し入れする機会を与え

なければならないものとする。

オ 保健衛生及び医療

(ア) 被収容者には、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合又は天候若しくは入国者収容所等の構造上の理由によりやむを得ない場合を除き、1日に30分以上、かつ、できる限り長時間、運動の機会を与えるものとする。

(イ) 被収容者には、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合を除き、できる限り毎日、入浴の機会を与えるものとする。

(ウ) 入管法第55条の4第1項の規定による健康診断は、自覚症状及び他覚症状の検査、血圧の測定、尿中の糖及び蛋白の有無の検査、胸部エックス線検査、血色素量及び赤血球数の検査、血糖検査及び心電図検査等のほか、医師が必要と認める事項について行うものとし、医師が被収容者の健康状態、直近に受けた健康診断の結果等を考慮して必要がないと認めるときは、その一部を省略することができるものとする。

(エ) 入管法第55条の4第3項の規定による入国者収容所長等の許可は、被収容者が逃走し、自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加え、入国者収容所等若しくは病院若しくは診療所の設備、器具その他の物を損壊し、又は違反事件に関する証拠を隠滅することの防止に支障がない場合に行うものとする。

(オ) 入管法第55条の4第5項に規定する法務省令で定める措置は、次の①から⑤までに掲げる措置とする。

① 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置

② 入浴、調髪、ひげそり又は洗濯を行わせないこと。

③ 面会を行わせないこと。

④ 運動の機会を与えないこと。

⑤ ①から④までのほか、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために入国者収容所長等が特に必要と認める措置

カ 規律及び秩序の維持

(ア) 入管法第55条の5第3項に規定する警備用具は、警棒、警じょう、さすまた及び盾とする。

(イ) 保護室の構造及び設備の基準は、次の①から⑤までに掲げるとおりとする。

① 収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

② 損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。

③ 防音上有効な構造及び設備を有すること。

④ 室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

⑤ 適当な換気、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

キ 外部交通

(ア) 入管法第55条の58第1項の規定による面会に関する制限は、次の①から⑥までのとおりとする。

- ① 被收容者の面会の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、3人を下回ってはならない。
- ② 被收容者の面会場所は、入国者收容所長等が指定するものとし、被收容者の国籍又は市民権を有する国の領事官と面会する場合等を除き、被收容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室とする。
- ③ 被收容者の面会を許す日は、日曜日並びに土曜日、国民の祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日とする。
- ④ 被收容者の面会の時間帯について制限するときは、その時間は、1日につき4時間を下回ってはならない。
- ⑤ 被收容者の面会の時間について制限するときは、その時間は、30分を下回ってはならない。
- ⑥ 被收容者との面会の回数についての制限は、入管法第55条の56第1項に規定する領事官等以外の面会の回数について行うことができる。

(イ) 入管法第55条の62の規定による信書に関する制限は、次の①から③までのとおりとするほか、①の制限を行った場合にも緊急の必要があるときは、その発信の申請を受け付けなければならないものとする。

- ① 被收容者が発する信書の作成要領についての制限は、信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類並びに信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法について行うことができる。
- ② 被收容者が信書を発する方法についての制限は、郵便による方法その他入国者收容所長等が入国者收容所等の管理運営上必要と認める方法に制限することにより行うことができる。
- ③ 被收容者が信書を受ける方法についての制限は、郵便又は信書便による方法、電報による方法その他入国者收容所長等が入国者收容所等の管理運営上必要と認める方法に制限することにより行うことができる。
- ④ 被收容者がする信書の発信の申請の日及び時間帯について制限する場合にも、緊急の発信の必要があるときは、その発信の申請を受け付けなければならない。

ク その他所要の規定の整備を行うものとする。

(11) 出国命令に関する規定の整備

入管法第24条の3第1項第1号ロに該当する外国人から同号ロに規定する出国意思の表明を受けた入国審査官又は入国警備官は、当該外国人に対し、法定の様式による出国意思確認書を交付するものとする。

(12) 仮滞在の許可に関する規定の整備

ア 仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得

(ア) 入管法第61条の2の5第1項に規定する在留資格の取得の許可に関する決定は、法定の様式による決定書によって行うものとする。

(イ) その他必要な様式を定める等所要の規定の整備を行うものとする。

イ 活動の範囲

- (ア) 入管法第61条の2の7第2項の規定による報酬を受ける活動の許可の申請は、法定の様式による申請書並びに当該活動に従事することが自らの生計を維持するために必要かつ相当であること及び当該活動により受ける報酬の額が自らの生計の維持に必要な範囲内であることを証する資料を地方出入国在留管理局に出頭して提出することによって行うものとする。
- (イ) 入管法第61条の2の7第2項の規定による許可をしたときは、仮滞在許可書に、同条第3項の規定により記載するものとされている事項のほか、許可年月日、活動の内容、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称その他必要な事項を記載するものとする。
- (ウ) 入管法第61条の2の7第4項の規定により報酬を受ける活動の許可を取り消したときは、法定の様式による報酬を受ける活動許可取消通知書により通知するものとし、この場合においては、(イ)により仮滞在許可書に記載した事項を抹消し、当該仮滞在許可書に当該許可を取り消した旨を記載するものとする。

ウ 活動の状況の届出

- (ア) 入管法第61条の2の8の規定による届出は、報酬を受ける活動の許可を受けた日又は直近の届出の日から6月を超えない範囲内で地方出入国在留管理局長が定める日までに、法定の様式による届出書及び活動の状況を明らかにする資料を地方出入国在留管理局に出頭して提出することにより行うものとする。
- (イ) 入管法第61条の2の8に規定する法務省令で定める事項は、自らの生計の維持に必要な範囲の変動の有無及びその内容並びにその他参考となるべき事項とする。

(13) 出入国在留管理庁長官の権限の委任

- ア 入管法第69条の2第1項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次の(ア)から(エ)までの法務大臣の権限について、同条第2項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任するものとする。
 - (ア) 入管法第50条第1項、第2項、第5項、第6項、第8項及び第10項に規定する在留特別許可に関する権限
 - (イ) 入管法第52条第5項及び第6項に規定する上陸拒否期間を1年とする旨の決定に関する権限
 - (ウ) 入管法第61条の2の5第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する入管法第20条第4項に規定する仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得に関する権限
 - (エ) 入管法第61条の2の7第2項から第4項までに規定する仮滞在の許可を受けた者の報酬を受ける活動の許可に関する権限
- イ 入管法第69条の2第2項の規定により、次の(ア)から(ク)までの出入国在留管理庁長官の権限について、地方出入国在留管理局長に委任するものとする。

- (ア) 入管法第44条の3第8項に規定する監理人に対する援助に関する権限
- (イ) 入管法第52条の3第6項において準用する(ア)に関する権限
- (ウ) 入管法第50条第7項に規定する在留カードの交付に関する権限
- (エ) 入管法第61条の2の8に規定する活動の状況の届出に関する権限
- (オ) 入管法第61条の2の10第4項に規定する難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書の返納に関する権限
- (カ) 入管法第61条の2の15第1項から第3項まで、第5項及び第6項に規定する難民旅行証明書に関する権限
- (キ) 入管法第61条の2の16に規定する退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書の返納に関する権限
- (ク) 入管法第61条の2の17第2項及び第5項に規定する事実の調査に関する権限

ウ その他所要の規定の整備を行うものとする。

(14) その他所要の規定の整備

2 その他法務省関係省令の一部改正

特別永住者のみなし再入国許可に関する規定の整備のため、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成23年法務省令第44号）の一部を改正するとともに、入管法の条項の整備等に伴い、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成26年法務省令第37号）及び特別高度人材の基準を定める省令（令和5年法務省令第25号）の一部を改正するものとする。

第3 今後の予定

施行日：令和6年6月上旬